

平成23年(厚)第674号

平成24年3月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金及び国民年金法(以下「国年法」という。)による遺族基礎年金(以下、併せて「遺族給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 請求人は、亡A(以下「A」という。)とB(以下「B」という。)との間の長男であり、Bの親権に服しているものである。

2 Aは、厚生年金保険の被保険者であったが、被保険者期間中である平成〇年〇月〇日に死亡した。

3 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族給付の裁定を請求した。厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条不該当のため(中略)①遺族厚生年金を受けることができる遺族は死亡の当時その者によって生計を維持していたものとする。※生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて(平成6年11月9日庁文発第3235号)前年の所得が年額655万5千円未満であること。」との理由により、請求人に遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、その後、平成〇年〇月〇日付で、原処分の理由が「厚生年金保険法第59条・国民年金法第37条の2不該当のため 遺族厚生年金・遺族基礎年金を受けることができる遺族は、死亡の当時その者によって生計を維持していたものとする。」と変更された。

4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 国年法第37条または国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年法」という。)附則第20条第2項、及び厚年法第58条または60年法附則第64条第2項による保険料納付要件を満たした厚生年金保険の被保険者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の子(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子であること等の厚年法第59条第1項第2号所定の要件を満たした子に限る。以下同じ。)で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族給付が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した子とは、適格死亡者と生計を同じくしていた子で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第1号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知。法令については、厚年法と同趣旨の国年法の規定の摘示は省略する。)

2 本件の場合、Aが、その死亡の当時適格死亡者であったことは明らかであること、Aの死亡時点において、Aの戸籍上の妻はいないこと、以上の事実が認められ、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人がAの死亡当時同人によって生計を維持した子として、遺族給付を受給することのできるAの遺族と認めることができるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の事実を認定す

ることができる。

(1) Aは、昭和〇年〇月〇日、C、Dの間に二男として出生し、同〇年〇月〇日付で、Eと養子縁組をした。Aは、平成〇年〇月〇日、F、Gの長女であるBと婚姻し、2人の間には、長男である請求人のほかに、長女H（平成〇年〇月〇日生。以下「H」という。）、次女I（平成〇年〇月〇日生。以下「I」という。）が出生したが、平成〇年〇月〇日、AとBは、請求人の親権者をBと定めて調停離婚（〇〇家庭裁判所〇〇支部 平成〇〇年（家イ）第〇〇号夫婦関係調整調停申立事件。以下「本件調停事件」という。）し、その後、請求人はBの氏を称する許可を得て、同年〇月〇日、請求人は母の氏を称する入籍の届出をした。

(2) 本件調停事件においては、離婚条項及び親権者指定条項のほかに、要旨下記の合意が成立し、これを記載した調書（以下「本件調停調書」という。）が作成された。

ア 当事者間の長男J（平成〇年〇月〇日生）、H（平成〇年〇月〇日生）及び次女I（平成〇年〇月〇日生）の親権者をいずれも母であるBと定め、今後同人において監護養育する。

イ Aは、Bに対し、上記ア記載の子らの養育費として、平成〇年〇月から同人らが成人に達する日の属する月まで、Jについては1か月金〇万円、H及びIについては1人につき1か月金〇万〇〇〇円を、毎月20日限り、「J」名義のa銀行b支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。

ウ Bは、Aに対し、上記ア記載の子らと月1回程度面接交渉することを認める。面接交渉の日時、場所、方法等の具体的な内容については、子の福祉を慎重に配慮し、双方協議して定める。

(3) Bは、Aからの養育費の支払が滞っ

たため、平成〇年〇月から同〇年〇月まで1か月〇万円の養育費の未払分〇〇万円及び執行費用〇〇〇円を請求債権とし、〇〇〇〇地方裁判所〇〇支部に、Aに対する債権差押命令の申立て（平成〇〇年（ル）第〇〇〇号）をし、下記の期日に下記の金員（合計〇〇万〇〇〇円）を取り立てた。

ア 平成〇年〇月〇日：金〇〇万〇〇〇円

イ 平成〇年〇月〇日：金〇〇万〇〇〇円

ウ 平成〇年〇月〇日：金〇万〇〇〇円

エ 平成〇年〇月〇日：金〇万〇〇〇円

(4) Aは、〇〇家庭裁判所〇〇支部に、養育料減額請求の調停（平成〇〇年（家イ）第〇〇〇号、第〇〇〇号、第〇〇〇号）を申し立て、平成〇〇年〇月〇日、要旨以下の合意が成立し、これを記載した調停調書が作成された。

ア 当事者双方は、〇〇家庭裁判所〇〇支部平成〇〇年（家イ）第〇〇号夫婦関係調整調停事件について平成〇〇年〇月〇日に成立した調停条項第3項を次のとおり変更する。

イ Aは、Bに対し、当事者間の子らの養育費として、次のとおり、当月分を当月末日限り、「J」名義のa銀行b支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。・長男Jについて・平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、1か月〇万円ずつ・平成〇年〇月から同人が満〇〇歳に達する月まで、1か月〇万円ずつ・Hについて・平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、1か月〇万〇〇〇円ずつ・平成〇年〇月から同人が満20歳に達する月まで、1か月〇万円ずつ・二女Iについて・平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、1か月〇万〇〇〇円ずつ・平成〇年〇月から同人が満20歳に達する月まで、1か月

○万円ずつ

ウ Aは、Bに対し、平成○年○月までの未払いの養育費として、○万円の支払義務のあることを認め、これを本調停の席上で支払い、Bはこれを受領した。

エ Bは、Aに対し、○○○○地方裁判所○○支部平成○○年(ル)第○○○号債権差押命令申立事件を、速やかに取り下げる。

オ 当事者双方は、本調停条項以外に、未払いの養育費のないことを相互に確認する。

(5) 平成○年○月以降、J名義の預金口座には、Aから下記の期日に、下記の金額が振り込まれている。

ア 平成○年○月○日、○万円

イ 同年○月○日、○万円

ウ 同年○月○日、○万円

エ 同年○月○日、○万円

オ 同年○月○日、○万円

カ 同年○月○日、○万円

キ 同年○月○日、○万円

ク 同年○月○日、○万円

(6) Aは、平成○年○月○日、Kと婚姻し、同人の3人の子と養子縁組をしたが、同○年○月○日付で離婚し、3人の子と離縁した。

(7) Aは、平成○年○月○日、○○市○○○○○-○の自宅(登録住所地)で、死亡(CO中毒)した。

(8) 受給者(被保険者)をAとし、「生計を同じくしていた者」を請求人、H及びIとして、民生児童委員が証明した「生計維持・同一証明書」には、以下の記載がある。

ア 別居しているまたは住民票が別住所となっている理由 父母の離婚により、裁判所の調停で、母が親権者と定められたため。

イ 生計維持・生計が同一である具体的な事実について 裁判所の調停により、養育費の支払いが決定され、養育費を受け取っていた。時々、面会もしていた。

(9) Bは、A死亡当時、児童扶養手当として月額○万○千○百○円を受給していた。

2 以上に基ついて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族給付の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱い(平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知)(以下「認定基準」という。)」を定めており、生計同一に関する認定要件と収入に関する認定要件の2点の要件を満たすことを求めているのであるが、そのうちの収入要件については、生計維持認定対象者の前年の年収が基準額未満であることであり、生計同一要件については、生計維持認定対象者が死亡した者の子で、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、請求人が収入要件を満たすことについて争いはないところ、生計同一要件については、AとBの離婚の際に、親権者をBと定め、その監護養育に服すると都合により、Aが死亡した当時、請

求人とAの登録住所地は異なっており、Aから請求人に対する経済的援助については、AとBは、①平成〇年〇月〇日に請求人に係る養育費の負担に関する合意をしたこと、②Aがその後養育費の支払義務を履行しなかったことから、Bは、平成〇年〇月〇日からAの給料債権の差し押さえを行ったこと、③平成〇年〇月〇日の2度目の調停の際には養育費の金額の変更が合意され、未履行債務の残額も支払われたことが認められ、請求人は、A死亡当時未払いとなっていた養育費については、Bにおいて、Aが死亡する前、電話や自宅を訪ね支払いの催促をし、その後再度の給与の差し押さえを行うため準備中であったこと等と主張するところ、養育費の負担についての合意が成立していたことは前記認定から明らかである。ところで、未成年の子の親は、いずれの親も、子と共同生活を営んで子を共同して養育するという自然的関係に基づき、子に対し、法律上同順位で共同養育義務を負い、その費用を分担すべき義務を負うのであるが、この共同生活関係が失われた後においても、その子の養育に関する限り、親の共同権利義務関係が変わるものではない。すなわち、父母が婚姻中は子の養育費については婚姻費用の分担として、父母が互いに養育費の分担をすべき旨を家庭裁判所に請求することができ、離婚に際しても、養育費は子の監護に必要な事項として父母が協議して定め、父母の協議が調わないときは家庭裁判所に協議に変わる処分を請求することができるものである（民法第766条）。父母が離婚した後においては、子の養育監護を担当する親は、民法第766条を根拠として、監護費用の請求をし（調停・審判については家事審判法第9条第1項乙類4号）、その給付を得て、ここに子の扶養請求権が実現されることになる。ところで、AとBは、本件調停により離

婚するとともに、請求人の親権者をBと指定し、その養育監護をBが行い、AがBに対し、請求人に係る養育費の給付義務を認諾するとともに、具体的な履行方法を合意し、他方において、BがAに対し、請求人との面接交渉権を認め、その具体的方法を双方が協議して定めることを合意していることは、上記のとおりである。そして、Aの養育費の給付は、約定どおりには履行されず、債権差押えという強制的履行の実現が選択された経緯もあり、その後の調停により、養育費の給付義務が軽減されるという経緯を辿り、しかも約定どおりの金額が支払われたのは平成〇年〇月までであり、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までは、その一部が履行されたに止まり、平成〇年〇月以降は全く履行されなくなり、定期金給付のない期間が継続中の平成〇年〇月〇日にAが死亡するに至ったものである。認定基準が定める定期的な音信、訪問の点についてみると、AとBが請求人とAとの面接交渉について合意していることは上記認定のとおりである。しかして、Bは、審理期日においてAとの具体的な協議の下に面接交渉を行わせていた旨供述するところ、面接交渉は、Aが請求人に係る養育費を負担することに対するいわゆる反対給付とまではいえないにしても、養育費の給付の動機付けとなりその履行を促し、それを実質的に担保するという機能を果たすという側面を否定することはできないのであり、合意された養育費の給付が不安定であり、不履行に陥ることもあったという事情があったにもかかわらず、面接交渉が合意どおりに行われていたというのは、その供述内容に具体性を欠くことをも併せると、にわかには採用しがたいところというべきである。そして、認定基準にいう、住民票上の住所を異にするにすむを得ない事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家

計を一にすると認められるときという基準についてみるに、AとBが請求人の親権者及び養育監護権者をBとすることを合意して調停離婚し、請求人がBの氏に変更する家庭裁判所の許可を得て、Bの戸籍に入籍の届出をしている事情の下においては、親権者は子の監護及び養育の義務を負い（民法第820条）、子の居所指定権を有し（民法第821条）、子は15歳に達するまでは、自らの意思で家庭裁判所に他の一方の親の氏を称する許可を求めることができないこと（民法第791条第1項、第3項）等が定められている法制度の下において、請求人とAとの間において、「住民票上の住所を異にするにするやむを得ない事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一にする」という事情があったと認めることはできないものというべきである。

- (3) 以上によれば、Aは、死亡の当時、請求人とは起居を共にせず、住民票上の住所も異にしており、Bとの間で養育費を支払うとの合意をしていたものの、現実にはその履行を怠っており、Bに対してその支払義務を負担していたという法律関係にあったにすぎず、定期的な音信、訪問が行われていたとまでは明確に認められない本件においては、Aの死亡の当時、請求人は、生計を維持されていた子と認めることは相当ではなく、原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない（なお、請求人は、厚生労働大臣がAの養父であるEに対し、Aに係る遺族厚生年金を裁定したことを違法又は不当と主張するが、請求人に遺族給付が裁定されるかどうかは、請求人が国年法及び厚年法所定の遺族給付裁定の要件を充足するかどうかによって決せられるものであり、上記主張は、自己の法律上の利益に関係のない違法又は不当を本件再審査請求の理由とするものであるから、採用することはできない（行政事

件訴訟法第10条第1項参照)。)。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。